

プール等取締条例施行規則（昭和五十年東京都規則第七十八号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第十三条まで（現行のとおり） （委任）</p> <p>第十四条 この規則に規定するものを除くほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>別表第一（第十一条関係）</p> <p>第一 共通基準</p> <p>一 水泳後又は水浴後に身体を清浄にするためのシャワーを適正な位置に設置すること。なお、屋内プールにあつては、当該シャワーには温水を使用すること。</p> <p>二 水泳者五十人当たり一個の洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者五十人当たり一個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者五十人当たり一個の洗眼専用の洗眼器を備え付けた洗眼所を、利用に適する場所に設置すること。</p> <p>三（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十三条まで（略）</p> <p>別表第一（第十一条関係）</p> <p>第一 共通基準</p> <p>一 水泳者の身体を清浄に保つため、シャワーを適正な位置に設置すること。</p> <p>二 水泳者五十人当たり一個の洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓を備え付けた洗面所、洗眼所及び水飲み場を、利用に適する場所に設置すること。</p> <p>三（略）</p>

四 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

五 監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができないう場合には、監視所を複数設けること。

六 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設又は区域に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。

第二 プール特定基準

一 プールサイドは、水泳者数に応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さとする。

二から三の二まで (現行のとおり)

三の三 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。

三の四 (現行のとおり)

三の五 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金

四 更衣所には、利用者の衣服等を安全に保管できる設備を設けること。

五 監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。

第二 プール特定基準

一 プールサイドは、水泳者数に応じた十分な広さを有すること。

二から三の二まで (略)

三の三 循環水注入口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。

三の四 (略)

網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

三の六 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。

三の七 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

四 プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽（以下「足洗い場等」という。）又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。なお、当該シャワーは、温水を使用するなど、洗浄水の温度を適温とし、かつ、洗浄水を常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗浄できるものとする。

五 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯

四 プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽（以下「足洗い場等」という。）又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。

五 屋内プール又は夜間使用する屋外プールには、貯

水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時一〇〇ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。

六（現行のとおり）

七 機械室は、施錠ができる構造とすること。

八 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。

九及び十（現行のとおり）

十一（削除）

十二 塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。

水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時一〇〇ルクス以上の明るさが保てる照明設備を設けること。

六（略）

七 機械室を設ける場合は、水泳者及び観覧者が立ち入ることができないように区画し、施錠ができる構造とすること。

八 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画すること。

九及び十（略）

十一 滅菌室は、施錠するなど、係員以外のものが立ち入ることができない構造とし、安全な場所に配置すること。

十二 塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、専用の保管施設を設けること。

第三 (現行のとおり)

別表第二(第十二条関係)

第一 共通基準

一及び二 (現行のとおり)

二の二 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。

三から七まで (現行のとおり)

八 シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること。

九 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

十 (現行のとおり)

十一 開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を三年間保存しておくこと。

第三 (略)

別表第二(第十二条関係)

第一 共通基準

一及び二 (略)

三から七まで (略)

八 シャワーには、飲用に適する水を使用すること。

九 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握しておくこと。

十 (略)

十一 開場中、天候、気温、水温、水泳者数その他維持管理状況を毎日記録し、保存しておくこと。

第二 プール特定基準

- 一 プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。
- 一の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
- 一の三 (現行のとおり)
- 二 (現行のとおり)
 - イからニまで (現行のとおり)
 - ホ 大腸菌は、試料百ミリリットル中に検出されないこと。
 - く (現行のとおり)
- 二の二 (現行のとおり)
- 二の三 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素に

第二 プール特定基準

- 一 入替式貯水槽において換水するときは、必ず清掃するとともに、藻の発生防止に努めること。
- 一の二 貯水槽内排水口及び循環水取入口の金網、鉄格子等は容易に移動できないようにするとともに、これらが常に正常な位置にあることを確認すること。
- 一の三 (略)
- 二 (略)
 - イからニまで (略)
 - ホ 大腸菌群は、試料五十ミリリットル中に検出されないこと。
 - く (略)
- 二の二 (略)
- 二の三 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素に

よる消毒を行う場合にあつては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時一回以上行い、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月一回以上行うこと。

また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レジオネラ属菌に関する検査を一年に一回以上行うこと。

二の四 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。

三 (現行のとおり)

四 (削除)

四 屋内プールは換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。

五 屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含

よる消毒を行う場合にあつては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時一回以上行い、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群及び一般細菌については毎月一回以上行うこと。

また、加温装置を設けて温水を利用する場合、レジオネラ属菌に関する検査を一年に一回以上行うこと。

三 (略)

四 洗面所、洗眼所及び水飲み場には、飲用に適する水を使用すること。

五 屋内プールは換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。

六 屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含

有率が〇・一五パーセント以下であること。また、二月以内ごとに一回、定期に測定を行うこと。

六 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。

第三 (現行のとおり)

別記第一号様式から第九号様式まで (現行のとおり)

有率が〇・一五パーセント以下であること。また、二月以内ごとに一回、定期に測定を行うこと。

七 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。

第三 (略)

別記第一号様式から第九号様式まで (略)